

議案第56号

葛飾区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年9月9日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公害健康被害の補償等に関する法律の改正に伴い、葛飾区公害健康被害認定審査会の組織について定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

葛飾区公害健康被害認定審査会条例（昭和51年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条第4項」を「第45条第3項」に改める。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(組織)

第3条 審査会は、委員15人以内をもって組織する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。